2023年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた 技術研究開発事業」第2回公募の新規採択等に関する支援業務 に係る公募要領

> (2023年7月) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 イノベーション推進部

「2023年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」 第2回公募の新規採択等に関する支援業務」に係る公募について (2023年7月28日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「2023年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」の第2回公募の新規採択等に関する支援業務」の委託先を、一般に広く募集いたします。本業務について受託を希望される方は、以下の要領に従って提案して下さい。

1. 件 名

2023年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」第2回公 募の新規採択等に関する支援業務

2. 業務内容

(1)業務の内容

本業務は、2023年度「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」(以下、新エネシーズ発掘事業という。)の第2回新規公募、ステージゲート審査及び終了事業者評価プロセスを円滑に実施することを目的として、①公募内容の広報、②提案データのとりまとめ、③採択審査委員会、ステージゲート審査委員会及び終了事業者評価委員会の運営支援、④本業務の総括等、NEDOが行う新規採択等に関する事務の支援業務です。本業務の詳細な内容等につきましては、別紙「仕様書」を参照してください。

- (2) 対象とする技術分野及び対象とするプロジェクト等
 - 2023年度に、新エネシーズ発掘事業で対象とする技術分野は、以下の9分野とします。
 - A. 太陽光発電利用促進分野
 - B. 風力発電利用促進分野
 - C. 中小水力エネルギー利用促進分野
 - D. バイオマス利用促進分野
 - E. 再生可能エネルギー熱利用促進分野
 - F. 未利用エネルギー利用促進分野
 - G. 燃料電池利用促進分野
 - H. 蓄電池利用促進分野
 - I. 再生可能エネルギー利用促進分野(A~Hの各分野に属するものを除く。)

(3)委託期間

本業務の委託期間は、NEDOが指定する日から2024年2月29日までとします。本業務のスケジュール等につきましては、別紙「仕様書」を参照してください。

3. 応募要領

本業務への応募資格は、次の①から④までの全ての条件を満たすことができる、一社で受 託を希望する法人(以下「提案者」という。)とします。

- ① 被評価プロジェクトに係る技術分野の専門知識を有し、かつ、本業務の内容の遂行 に必要な組織、人員を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分 な管理能力を有していること。
- ③ NEDOが本業務を実施する上で必要とする措置を、適切に遂行できる能力、体制 を有していること。
- ④ 個人情報を提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱い に関する社内規程等が整備されていること。

4. 提案書類の提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までに アップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出 は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

- 2023年8月28日(月)12:00アップロード完了
 - ※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、 NEDOホームページにてお知らせいたします。
 - ※なお、NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新 の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO公式 Twitter

https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html

(2) 提出先

Web入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/3csqk9qb7oyk

(3) 提出方法

(2) 提出先のWeb入力フォームで以下の①~⑫を入力してください。また、本要領に従い作成した⑬をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、全てPDF形式で、一つのzipファイ

ルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再 提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①法人番号(13桁)
- ②法人名称
- ③提案額(提案総額を入力)
- ④法人連絡担当者氏名
- ⑤法人連絡担当者所属部署
- ⑥法人連絡担当者職名
- ⑦法人連絡担当者郵便番号
- ⑧法人連絡担当者所属住所
- ⑨法人連絡担当者電話番号
- ⑩法人連絡担当者緊急連絡先 (携帯電話)
- ⑪法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑫初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ③提出書類((4)提出書類のアップロード)
- ※提案はすべての分野を網羅する形で行ってください。部分提案は認められません。 ※次の公募関連書類がダウンロードできますので、ご参照ください。
 - ・公募要領(仕様書を含む)【PDFファイル】
 - ・提案書類作成要領【PDFファイル】
 - ・提案書類様式(ブランクフォーム) 【Wordファイル】
 - ・提案書様式(情報管理体制等確認票)【Excelファイル】
 - ・秘密情報等の管理に係る特別約款【PDFファイル】
 - ・契約に係る情報の公表について【PDFファイル】
 - 調査委託契約標準契約書

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2023_3yakkan_chousa.html

(4) 提出書類

- 提案書
- ・会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書) ※提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要
- ・直近の事業報告書・財務諸表(原則3年分、円単位:貸借対照表、損益計算書、 キャッシュフロー計算書、なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加 資料の提出を求める場合があります。)
- ・NEDOが提示した契約書(案)(本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約

書を指します)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書

- ・個人情報の取り扱いに関する社内規程等の関連書類の写し
- ・提案者が外国企業等であって提案書類を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻 訳したものである場合は、参考としてその原文の写し

5. 委託先の選定

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、必要に応じてヒアリングや追加資料

の提出等を求める場合がありますので、ご了解ください。また、審査の経過等に関するお問い

合わせには応じられませんのでご了承願います。

- ① 支援業務の方法、内容等が優れていること。
- ② 支援業務の経済性が優れていること。
- ③ 関連する技術分野の調査等に関する実績を有していること。
- ④ 当該支援業務を行う体制が整っていること。
- ⑤ 当該支援業務に必要な研究員等を有していること。
- ⑥ 経営基盤が確立していること。
- ⑦ 委託業務管理上、NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有している こと。

6. その他の留意事項

(1)公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※1.「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください:経済産業省ウェブサイト http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu kakushin/innovation policy/kenkyu-fusei-shishin.html
- ※2.「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください: NEDOウェブサイトhttp://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していた だきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等 について公表します。
- b.「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う 場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください: NEDOウェブサイト http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。 (応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者として の注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構 の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、 原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 i i i により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正 行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場 合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあり ます。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付 窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談 及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電 話 番 号: 044-520-5131 FAX番号: 044-520-5133 電子メール: helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ:研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu index.html

(電話による受付時間は、平日:9時30分~12時00分、13時00分~18時00分)

(3) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、最終ページにある別添のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願 います。

(4) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている 貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受 ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の 交付決定を取り消すことがあります。
 - ※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。
- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
 - 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html)

- 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック
 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- ・一般財団法人安全保障貿易センター http://www.cistec.or.jp/
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- (5) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス (詳細は別紙2)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する 上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意 して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していた だきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目 に

対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

7. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記までE-maillにてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 小林・小神・小野・見延・舘田・清水

電子メール: venture-pfg@nedo.go.jp

以上